

# 横浜女子短期大学履修規程

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、横浜女子短期大学学則に基づき、保育科における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （単位制度）

第 2 条 保育科における学修課程は、単位制度を採用する。

2 すべての授業科目に対する単位数は、45 時間の学修時間（授業時間及び教室外における準備又は学習を合わせた時間）をもって 1 単位とし、次の各号に基づいて計算する。

- (1) 講義については、1 時間の講義に対し教室外における 2 時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、15 時間の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、2 時間の演習に対し 1 時間の準備を必要とすることを考慮し、30 時間の演習をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実習及び実技については、実習ないし実技設備を備えた場所等において行われるものであることを考慮し、45 時間の実習・実技をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間をもって 1 単位とする。
- (4) 1 コマの授業に関して、90 分をもって 2 時間に換算することに準拠して、原則として、100 分の授業を 2 時間 13 分 20 秒（表記上 2 時間 13 分）とみなして実施する。

## （単位数計算方法の特例）

第 3 条 教育実習及び教育実習指導に係る授業科目については、前条第 2 項(3)ただし書きの規定に基づき、30 時間をもって 1 単位とする。

- 2 「情報機器の操作」及び「保育・教職実践演習（幼稚園）」、「障害児保育」については、1 時間の演習に対して教室外における 2 時間の準備又はまとめないし課題作業を必要とすることを考慮し、前条項第 2 項(1)及び(4)に基づき、講義形態と同等の授業回数をもって 1 単位とする。
- 3 「キリスト教の精神Ⅰ」（通年 1 単位）及び「キリスト教の精神Ⅱ」（通年 1 単位）については、科目の特性を考慮し、100 分授業ではなく、90 分の授業と 45 分の授業を組み合わせ、それに対して必要な教室外での準備又は学習の時間と合わせ、1 単位 45 時間以上の学修を実現

する。

（科目の区分）

第 4 条 科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目…教養科目、外国語科目、保健体育科目

専門科目…専門教育科目、保育内容・方法に関する科目、保育実習、教育実習

2 科目名及び単位数は、別に掲げる「授業科目配当表」のとおりとする。

3 前項の科目は、次の各号のとおり取扱いを区分する。

（1）必修科目は、単位修得を必要とする科目。

（2）選択必修科目は、決められた範囲の中から所定の単位数以上の修得を必要とする科目。

（3）選択科目は、任意に選択して単位修得できる科目。

（卒業の要件）

第 5 条 保育科に 2 年以上在学し、次項の要件を満たした者に卒業資格を認める。

2 保育科の卒業に必要な所定の単位数とその構成要件は、次のとおりとする。

|                               |                                                                                                  |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養科目                          | キリスト教の精神Ⅰ（1 単位）、キリスト教の精神Ⅱ（1 単位）、<br>教養ゼミ A（1 単位）、保育総合ゼミ A（1 単位）                                  |
| 外国語                           | 英語Ⅰ A（1 単位）、英語Ⅰ B（1 単位）                                                                          |
| 保健体育                          | 体育実技（1 単位）、体育講義（1 単位）                                                                            |
| 専門教育科目                        | 保育原理（2 単位）、保育者論（2 単位）、社会福祉（2 単位）、<br>子ども家庭福祉（2 単位）、社会的養護Ⅰ（2 単位）、乳児保育Ⅰ（2 単位）、<br>保育の心理学（発達）（2 単位） |
|                               | 健康（2 単位）、人間関係（2 単位）、環境（2 単位）、言葉（2 単位）、<br>音楽表現（2 単位）、造形表現（2 単位）                                  |
| 上記の他に各区分の中から自由に選択する科目 28 単位以上 |                                                                                                  |
| 卒業に必要な最低単位数 62 単位             |                                                                                                  |

※履修規程第 11 条に定める「本科 幼保こども学コース」（2 年課程または 3 年課程）を選択して履修した者については、「教養ゼミ B」（1 単位）（教養科目）、「保育総合ゼミ B」（1 単位）（教養科目）を卒業の要件に加える。それに伴い、当該コースでの卒業に必要な残りの単位数は 26 単位以上となる。

(単位の修得と進級の要件)

第 6 条 科目の単位修得の認定は、授業科目の履修時数と試験の成績によって行うことを原則とする。

2 試験については、別に定める試験規程による。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格として単位の修得を認め、不可は不合格とする。

4 修得した単位の取消しは認めない。

5 1 年次において、休学となった者、3 ヶ月以上長期欠席の者、または、1 年次末において、1 年次に履修登録した科目の内、1 年次卒業必修科目、本規程第 5 条 2 に定めた選択必修の教養科目合わせて 7 科目以上未修得となった者については、次年度も学籍を 1 年次に留め、進級を認めない。

(成績表の配付)

第 7 条 各学期の成績表は、次学期の始めに配付する。ただし、卒業に係る学生については卒業時に配付する。

2 記載の成績に疑問がある場合には、速やかに教学課へ申し出ることとする。申し出の期限は、所定の成績表配付の日から原則として 5 日以内とする。

(履修登録)

第 8 条 科目を履修するに際しては、「授業科目配当表」に基づき履修登録を行わなければならない。

2 履修登録に関しては、次の各号のとおりとする。

(1) 年度始めに期日を定め、学生便覧、授業内容及び履修登録票を配布し、履修指導を行う。

(2) 年度始めに、その年度の前期及び後期に履修するすべての科目を履修登録票に記入し、所定の期日までに教学課へ提出しなければならない。履修登録締切日後は原則として履修登録は受け付けない。

(3) 後期の始めに期日を定めて履修指導及び履修クラス変更、一部選択科目の追加履修登録の受付を行う。該当する変更がある場合には、所定の期日までに履修登録変更の手続きを行わなければならない。

- (4) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (5) 所定の履修登録期日後における履修科目の変更は、原則として認めない。
- (6) クラス指定の科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。
- (7) 2年次に配当されている科目については、1年次において履修することはできない。
- (8) 同一時限に2科目以上登録をした場合及び同名の科目を重複登録した場合（特別に定める場合を除く）は、それらの科目の登録をすべて無効とする。
- (9) 既に修得した科目は、再履修することができない。
- (10) 単年度当たりの履修登録の上限を55単位とする。ただし、学外で行う実習科目の単位数はこれに含めない。

（再入学者、復学者の履修）

第9条 退学者が再入学した場合の履修については、原則として再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

- 2 前項の再入学する前に修得した科目の単位については、再入学時の履修規程を適用することから、必要な場合は単位の読み替え（既修得単位の認定）を行う。

（卒業見込証明書等の発行）

第10条 発行時点において卒業必修科目の不合格が3科目以内の者には、卒業見込証明書を発行する。

- 2 保育士証・幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書に関しては、それぞれの取得要件に関わる不合格科目が3科目以内の者に限り、保育士証・幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書を発行する。該当する不合格科目が3科目以内であっても、保育、教育各実習が不合格ないし実習の内容が不良の場合には発行しない。

（コース選択にもとづく履修）

第11条 保育科の学生は、各自が取得を目指す免許・資格にあわせて、「本科 幼保こども学コース」（2年課程または3年課程）、「専科 幼稚園教諭養成コース」（2年制）、「専科 保育士養成コース」（2年制）、あるいは「基礎コース」のいずれかを選択し履修するものとする。（コース制に関する条文を追加、以降の条文の番号を繰り下げる）

(幼稚園教諭免許状)

第 12 条 保育科の学生は、「専科 保育士養成コース」、「基礎コース」を選択した場合を除き、原則として、幼稚園教諭二種免許状の取得を目指すものとする。

2 幼稚園教諭二種免許状の取得に関しては、別に定める。

(保育士資格)

第 13 条 保育科の学生は、「専科 幼稚園教諭養成コース」、「基礎コース」を選択した場合を除き、原則として、保育士資格の取得を目指すものとする。

2 保育士の資格取得に関しては、別に定める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

2006 年 9 月 4 日 制定

2007 年 4 月 1 日 施行

2011 年 4 月 1 日 改正

2019 年 4 月 1 日 改正

2023 年 4 月 1 日 改正

2025 年 4 月 1 日 改正